

# 業務処理要領

委託業務の処理に当たっては、委託契約書によるほか、この業務処理要領（以下「要領」という。）の定めるところにより業務を処理しなければならない。また、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても業務担当員が認めた作業は、協議のうえ実施するものとする。

## 1 除排雪対象等

### （１）所在

岩見沢市並木町 1 番地 5 北海道岩見沢農業高等学校敷地

### （２）除排雪の範囲

北海道岩見沢農業高等学校敷地のうち、別紙 2「北海道岩見沢農業高等学校配置図」で示す場所

## 2 業務内容

次に定める作業基準により業務を処理するものとする。

### （１）除雪の実施基準及び作業時間帯

業務担当員の指示がある場合を除き、午前 2 時の時点で積雪が 15 cm 以上ある場合、又は午前 2 時の時点での降雪状況から午前 7 時 30 分までに 15 cm 以上の積雪が予想される場合に、歩行者の通行及び車両の駐車等に支障のない状態に除雪すること。

なお、除雪の作業は午前 7 時 30 分までに完了することとし、作業時間が延長となる場合は、事故防止のため、原則として午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間を行わないものとする。

### （２）雪堆積場所

別紙 2「北海道岩見沢農業高等学校配置図」で示す場所又は業務担当員が指示する場所とする。

### （３）臨時の除雪

（１）によるもののほか、業務担当員が必要と認め、指示する場所の除雪

### （４）排雪

業務担当員の指示に基づき実施する。排雪に伴う雪捨て場所は、岩見沢市指定の雪堆積場又は業務担当員の指示する場所とする。

## 3 車両の仕様及び規格等

（１）本業務に使用する機械及び従業員は、一切受託者の負担とし、使用除排雪機械一覧表（別記第 1 号様式）、車検証の写し、任意自動車損害賠償保険証書の写し、賃貸借契約書の写しを業務開始までに受託者へ提出し、業務担当員の確認を受けること。業務に使用する車両については、使用除排雪機械一覧表に記載されている車両を使用することとし、記載されていない車両は認めない。

なお、タコグラフ装置が搭載されている車両については、タコグラフチャートを使用し、北海道岩見沢農業高等学校分として専用を使用すること。

（２）排雪作業時には、原則、トラックに側板を搭載すること。ただし、使用する側板は右 80 cm、左 60 cm 以内であることとする。

（３）業務に使用する車両、仕様（容量）及び作業員に必要な免許は、次のとおりとする。

名 称	仕 様 (容 量)	従業員に必要な免許
除雪ドーザ	ホイール型11t級以上、 マルチプラウ	大型特殊免許及び労働安全衛生法 に基づく技能講習修了又は同等以 上の資格
除雪ドーザ	ホイール型11t級以上、 スノーバケット2.1m <sup>3</sup> 以 上	同上
ダンプトラック	10t以上、最大積載量8t 以上 側板付	大型免許
ロータリー除 雪車	160kw級(220ps)以上	大型特殊免許及び労働安全衛生法 に基づく技能講習修了又は同等以 上の資格

(4) 受託者は、次の保険金額以上の任意自動車損害賠償保険契約を締結しなければならない。

ア 対人賠償は無制限

イ 対物賠償は5,000千円以上

(5) 業務の実施前に従業員名簿(別記第2号様式)と運転免許証等の写しを提出し、業務担当員の確認を受けること。

#### 4 業務の報告

受託者は、業務を実施したときは、除排雪業務実施報告書(別記第3号様式)とタコグラフチャート(北海道岩見沢農業高等学校専用分)を提出し、業務担当員の確認を受けること。ただし、タコグラフチャートを提出できない場合は、業務担当員の指示する方法で業務実施の確認を受けること。

#### 5 安全の確保

業務の処理に当たっては、除雪範囲を示すポール等に注意し、敷地内の建物、芝生、縁石、マンホール等の工作物等を損傷させないように留意すること。また、フェンスには雪を押しつけないこと。なお、施設等を破損した場合には、業務担当員の指示により受託者が修理等を行うこと。

業務中の事故防止については十分留意し、万一事故が生じた場合は、ただちに業務担当員に報告し、その指示を受けること。

#### 6 その他

(1) 受託者は、あらかじめ対象箇所を確認を十分に行い、施設の破損防止及び除雪の作業効率を確保すること。

(2) 業務実施中は、従業員に身分証明書等を常時携帯させ、委託者が求めた場合は、身分証明書等を提示すること。

(3) その他、この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。